平成２３年（フ）第２９号
静岡県沼津市東椎路865番地の２、開始決定時の住所静岡県沼津市双葉町８番５号
破産者　宮代　清光
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５４９号
静岡県浜松市中区中島４丁目２番３号
破産者　株式会社松美
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
愛知県田原市江比間町西砂畑96番地の１
破産者　鈴木建設株式会社
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１５７号
熊本県人吉市西間上町2535番地
破産者　大東コンクリート有限会社
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１３８号
奈良県磯城郡田原本町大字味間116番地の１
破産者　福田　　寛
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
奈良県葛城市南道穂30番地11
破産者　南島　正明
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３０１０号
札幌市手稲区前田４条14丁目４番６号　メゾン薫風館202号
破産者　芳賀　正次
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２２号
仙台市青葉区花京院１丁目５番10―1007号、従前の住所仙台市青葉区小松島新堤８番３号新堤ハイツ202
破産者　永窪　毅彦
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目11番５号　コーポ鶴ケ谷201
破産者　飯塚　八郎
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
栃木県小山市大字東野田2483番地438、開始決定時の住所茨城県古河市原町９番78号
破産者　吉田　利通
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３３３９号
名古屋市緑区滝ノ水４丁目2101番地　セントラル滝の水204号
破産者　山本　政男
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４３４号
名古屋市名東区牧の原２丁目606番地　牧の原ビル705号
破産者　望月　　亘
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０６６号
名古屋市名東区上菅２丁目1113番地　メゾン文教台105号、開始決定時の住所愛知県尾張旭市大塚町３丁目７番地27
破産者　井浦　俊一
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７２４号
大阪府岸和田市土生町２丁目15番45―102号、開始決定時の住所大阪府岸和田市南上町２丁目34番21号
破産者　こまめや商店こと　山本　**隆**生
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
宮城県柴田郡大河原町字広瀬町３番地５
破産者　高橋　紘子
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第３２２８号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目10番地21　フェリースＳＥＹＡ―Ｂ棟201号
破産者　羽根井直人
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７２号
新潟県新発田市下山田465番地
破産者　大滝セツ子
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４３号
富山県黒部市生地吉田9672番地甲、旧住所京都市右京区西院巽町37番地１　ＴＡＫＥ７―701
破産者　武隈　　暢
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部